

社会保険労務士 江尻事務所関与企業の皆様へご案内です。

社会保険労務士 江尻事務所推奨版 育児介護休業規程

平成 29 年法改正完全反映

- ① 介護休業の分割取得
- ② 看護・介護休暇の半日単位取得
- ③ 介護時短勤務制度
- ④ 介護残業免除制度
- ⑤ 有期契約社員の育児・介護休業取得要件の緩和
- ⑥ 育児・介護休業取得対象家族の拡大
- ⑦ 就業上の措置の設置



社会保険労務士 江尻事務所によるサポートプラン

法令準拠コース(標準サポート)

御社の現行規定との整合性をチェックし、用語の統一までを江尻事務所で行い、データを納品します。そのまま御社規程としてリリースすることができます。

料金: 98,000 円 (+消費税)

自社取組コース(簡易サポート)

江尻事務所が推奨版規程データを word ファイルでお届けします。(顧問先のお客様はすでにマイコモンへ送付してあります。料金はいただきません。再送信が必要な場合はご連絡ください。)

料金: 50,000 円 (+消費税)

※面談による打ち合わせは別途 1 回(標準 2 時間)につき 50,000 円で承ります。

※全てのコースに申出書・取扱通知書等付随様式・労使協定例 15 点が付属します。

※育児支援・介護支援関連の助成金を受けるための支出要件費用として、本規定にかかる費用を計上することができます。

お問い合わせは・お申込みは社会保険労務士 江尻事務所 担当: 上江田まで



098-857-1077



info@e-jimusho.jp

www.e-jimusho.jp